

公 示

公示第9号

「法人タクシー事業の事業計画変更認可申請等に対する審査基準について」の一部改正について

「法人タクシー事業の事業計画変更認可申請等に対する審査基準について」(平成14年7月1日付け公示第13号)を別紙のとおり一部改正する。

令和7年4月24日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙 「法人タクシー事業の事業計画変更認可申請等に対する審査基準について」

新	旧
<p>公 示</p> <p>公示第 13 号</p> <p style="text-align: center;">法人タクシー事業の事業計画変更認可申請等に対する審査基準について</p> <p>法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）の事業計画変更認可申請等について、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成 14 年 7 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 武藤秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業計画の変更の認可（法第 15 条第 1 項）</p> <p>(1) 「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について」（平成 14 年 7 月 1 日付け公示第 12 号。以下「審査基準」という。）1. ～<u>11.・13.～17.（14.、4）及び（5）</u>を除く）の定めるところに準じて審査することとする。</p> <p>(2) 事業規模の拡大となる申請（営業区域の拡大並びに自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）及び収容能力の拡大並びに自動車車庫の収容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更に係るもの。）については、申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の①～⑧のすべてに該当するものであること等、法令遵守の点で問題のないこと。</p> <p>① 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）等の違反により申請日前 3 ヶ月間及び申請日以降に 50 日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。</p> <p>ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。</p> <p>(イ) 運転者等の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）</p> <p>(ロ) 申請日前 3 ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において 20 日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が 20 日車未満に軽減された場合を含み、加重により 20 日車以上となった場合を除く。）</p> <p>② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び</p>	<p>公 示</p> <p>公示第 13 号</p> <p style="text-align: center;">法人タクシー事業の事業計画変更認可申請等に対する審査基準について</p> <p>法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）の事業計画変更認可申請等について、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成 14 年 7 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 武藤秀一</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 事業計画の変更の認可（法第 15 条第 1 項）</p> <p>(1) 「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について」（平成 14 年 7 月 1 日付け公示第 12 号。以下「審査基準」という。）1. ～<u>9.・11.～15.（12.（3）及び（4）</u>を除く）の定めるところに準じて審査することとする。</p> <p>(2) 事業規模の拡大となる申請（営業区域の拡大並びに自動車車庫の新設、位置の変更（収容能力の拡大を伴うものに限る。）及び収容能力の拡大並びに自動車車庫の収容能力の増加を要する事業用自動車の数の変更に係るもの。）については、申請者又は申請者が法人である場合にあってはその法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）（以下「申請者等」という。）が、次の①～⑧のすべてに該当するものであること等、法令遵守の点で問題のないこと。</p> <p>① 法、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）、タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）等の違反により申請日前 3 ヶ月間及び申請日以降に 50 日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。</p> <p>ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。</p> <p>(イ) 運転者の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）</p> <p>(ロ) 申請日前 3 ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において 20 日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が 20 日車未満に軽減された場合を含み、加重により 20 日車以上となった場合を除く。）</p> <p>② 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び</p>

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を越え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (イ) 運転者等の道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）
 - (ロ) 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を越える輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (イ) 運転者等の道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）
- (ロ) 申請日前1年間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）

④～⑧（略）

(3)～(4)（略）

2. 乗合旅客の運送の許可（法第21条第2号）

「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて」（平成18年9月15日国自旅第140号）の定めるところによるほか、審査基準1. ～1.1.・1.3.・1.7. に準じて審査することとする。

3. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）

(1) 事業を譲り受けようとする者について、審査基準1. ～1.7.（譲受人が法人タクシー事業者（以下「既存事業者」という。）の場合にあつては、審査基準1. ～1.1.・1.3.・1.7. 及び上記1.（2）の定めるところに準じて審査することとする。

(2) 審査基準1.5.（1）のただし書きについては、適用しない。

(3)～(4)（略）

4. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項）

(1) 合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人について、審査基準1.

準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を越え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (イ) 運転者の道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）
 - (ロ) 申請日前6ヶ月間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車数が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）
- ③ 法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の違反により申請日前1年間及び申請日以降に190日車を越える輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員として在任していた者を含む。）ではないこと。

ただし、事業規模の拡大に係る営業区域外で受けた自動車等の使用停止以上の処分であって、以下に掲げるものを除く。

- (イ) 運転者の道路交通法（昭和35年法律第105号）の違反による処分（地方運輸局長が定める処分基準の初犯又は初回欄の適用がある場合に限る。）
- (ロ) 申請日前1年間及び申請日以降に地方運輸局長が定める処分基準において20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべきものとされている法令違反に係るもの（処分日車が20日車未満に軽減された場合を含み、加重により20日車以上となった場合を除く。）

④～⑧（略）

(3)～(4)（略）

2. 乗合旅客の運送の許可（法第21条第2号）

「一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客の運送の許可の取扱いについて」（平成18年9月15日国自旅第140号）の定めるところによるほか、審査基準1. ～9. 及び1.1.・1.5. に準じて審査することとする。

3. 事業の譲渡譲受の認可（法第36条第1項）

(1) 事業を譲り受けようとする者について、審査基準1. ～15.（譲受人が法人タクシー事業者（以下「既存事業者」という。）の場合にあつては、審査基準1. ～9.・11.・1.5. 及び上記1.（2）の定めるところに準じて審査することとする。

(2) 審査基準13.（1）のただし書きについては、適用しない。

(3)～(4)（略）

4. 合併、分割又は相続の認可（法第36条第2項又は法第37条第1項）

(1) 合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人について、審査基準1. ～1

～17.（合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合にあつては、審査基準1.～11.・13.～17.及び上記1.（2）の定めるところに準じて審査することとする。

（2）審査基準15.（1）のただし書きについては、適用しない。

（3）～（6）（略）

5. 事業の管理の受委託の許可（法第35条第1項）

「特定自動運行旅客運送の管理の受委託について」（令和7年3月31日付け国自安第207号・国自旅第352号、国自整第271号）に定めるところによる。

6. 運送約款の認可（法第11条第1項）（略）

7. 運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項）（略）

8. 認可に付した条件の変更等

上記1.～5.の認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～5.の定めによるところにより審査することとする。

9. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。また、上記1.～8.のほか、挙証等のために必要最小限の範囲で求める図面その他の資料の提出があること。

附 則（略）

附 則（令和7年4月24日付け公示第9号で一部改正）
この公示は、令和7年4月24日以降に受理する申請から適用する。

5.（合併又は分割後において存続する事業者若しくは相続人が既存事業者の場合にあつては、審査基準1.～9.・11.～15.及び上記1.（2）の定めるところに準じて審査することとする。

（2）審査基準13.（1）のただし書きについては、適用しない。

（3）～（6）（略）

（新設）

5. 運送約款の認可（法第11条第1項）（略）

6. 運賃及び料金の認可（法第9条の3第1項）（略）

7. 認可に付した条件の変更等

上記1.～4.の認可に付した条件又は期限について、変更若しくは解除又は期限の延長を行う場合には、上記1.～3.の定めによるところにより審査することとする。

8. 挙証等

申請内容について、客観的な挙証があり、かつ、合理的な陳述がなされるものであること。また、上記1.～7.のほか、挙証等のために必要最小限の範囲で求める図面その他の資料の提出があること。

附 則（略）

（新設）